



消防署からのお知らせ



たき火等の火災にご注意ください！

茨城西南広域消防本部管内の過去5年間（令和2年～令和6年）に発生した、**たき火等が原因の火災は111件**で、年平均20件以上発生しています。

令和7年1月1日～3月31日までに発生した火災件数は61件で、そのうち、**たき火等が原因の火災は14件**となっています。**たき火等を原因とする火災**は、周囲の建物や車両等へ延焼するだけでなく、命を落とす危険もあります。

「屋外焼却（野焼き）について」

家庭から出るごみ、畑や空き地等からでる草木等の屋外焼却（野焼き）は、一部例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で**原則禁止**されています。これに違反した場合の罰則規定もあります。屋外焼却（野焼き）は、煙・すす・悪臭等により近隣住民に迷惑をかけるばかりではなく、**火災の原因**にもなるのでやめましょう！

「禁止の例外」

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
3. 「どんと焼き」などの地域の行事における「しめ縄」や「門松」等の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※全面禁止としている市町もありますので、詳細は各市町の担当窓口へお問い合わせください。

上記例外により屋外焼却される方は、事前に「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」の届出書を管轄する消防署に提出する必要があります。

なお、この届出は、消防署が屋外焼却などの実施状況を把握するために提出していただくものであり、**届出書を提出したことにより、消防署が屋外焼却を許可したものではありません。**

※気象状況により危険と判断される場合や、広範囲に炎や煙が広がる場合など、火災予防上必要と判断したときは、焼却の禁止、消火等を要請することがありますのでご協力をお願いします。



「たき火等の火災にご注意を」

例外行為によりたき火等を行う際、強風にあおられて周囲の可燃物に延焼し、火災につながる場合がありますので、次の点にご注意ください。

1. 風の強い日や空気が乾燥している日は、たき火等を行わない。
2. たき火等を実施する際は、必ず監視を行う。
3. 広範囲に実施しない。※消火可能な範囲で実施する。
4. 消火準備を行い、確実に消火する。※内部まで消火されていることを確認する。



このページに関するお問い合わせは、消防本部 予防課です。

電話番号：0280-47-0129

構成市町の野焼きに関する情報

古河市

<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kankyo/5/2806.html>

五霞町

<https://www.town.goka.lg.jp/kurashi-machi-shigoto/kurashi/kurashi-tetsuzuki/sumai-kankyou/gomi/tyuukinshi>

下妻市

<https://www.city.shimotsuma.lg.jp/kurashi-tetsuzuki/gomi-recycle/page002582.html>

八千代町

<https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/sp/page/page000485.html>

常総市

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/kurashi/gomi_kankyou/pollution/noyaki.html

坂東市

<https://www.city.bando.lg.jp/page/page009617.html>

境町

<https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp/page/page002960.html>

